

第5期第11回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会会議要録

- 1 日時 平成21年8月17日(月)午前10時から12時まで
- 2 場所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者 内田委員、中西委員、今井委員、柴崎委員、岡澤委員、竹ノ内委員、小山委員、西川委員、阪井委員、浅見委員、新木委員、中村(弘)委員、加賀美委員、中村(三)委員、藤井委員、山田(哲)委員、原委員、松村委員、山田(か)委員、かとうぎ委員、総務部長、情報公開課長、情報政策課長、介護保険課長、練馬総合福祉事務所長、国保年金課長、地域振興課長ほか
- 4 傍聴人 1人
- 5 議事および配布資料
 - 諮問事項
 - (1) 諮問第15号
介護保険に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について(介護保険課)資料1
 - (2) 諮問第16号
住宅手当緊急特別措置事業に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について(練馬総合福祉事務所)資料2
 - (3) 諮問第17号
国民健康保険に関する業務に係る個人情報の外部提供について(国保年金課)資料3
 - (4) 諮問第18号
生活保護に関する業務に係る個人情報の外部提供について(練馬総合福祉事務所)資料4
 - 報告事項
 - (1) システムの操作履歴の一部消失について(情報政策課)資料5
 - (2) 練馬区指定保養施設における利用券の紛失について(地域振興課)資料6
 - その他
- 6 意見等要旨
は審議会委員の発言、 は所管課および事務局の発言を示す。

< 諮問第15号 >

介護保険制度の健全かつ適正な運営を確保するために、介護サービス事業者に対する指導照会事務の一部を委託する。本委託の実施により、適正かつ効率的な指導照会事務が実現する。

本委託を実施することによって、区の役割や責任はどのように変化するのか。実施主体は区であるので、その点に変更は無い。違反等が見つかった場合は、現地で明らかにしていくが、必要に応じて是正指導・勧告を区の判断で別途行っていく。

< 諮問第16号 >

住宅を喪失した離職者に対する就労相談支援や住宅手当支給業務を委託して実施する。委託先は実績および専門知識を有する団体を予定している。

申請者に対しては、支援相談の段階から具体的な支援内容を明確にし、他制度等の利用も模索しながらニーズに合った対応をしていくべきである。住宅手当支給にとどまらず、常用的な雇用により安定した生活が送れるよう、支援をしていってほしい。

< 諮問第 17 および第 18 号 >

厚生労働省および各都道府県は療養の給付に関する指導および監査を行っている。この指導および監査に必要な診療報酬明細書を本人同意の得た上での外部提供をしてきたが、本人同意を取ることに關しては様々な弊害があり、指導および監査の適正な実施を妨げることがあった。そこで、本審議会で承認を得て、本人同意を取らずに外部提供していきたい。

診療報酬明細書は個人のセンシティブな情報なので、本人同意を取らずに外部提供することについては審議会の承認だけでなく、区民に十分な説明を行い、理解してもらうことが必要である。区民への周知方法を区報掲載等含めて十分に検討してほしい。

* 報告事項は発言内容を参照。

7 発言内容

- (会長) ただいまから、第 5 期第 11 回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を開催します。委員の皆様には、ご多忙のところご出席いただきありがとうございます。始めに新しい委員が就任されましたので、情報公開課長よりご紹介願います。
- (情報公開課長) — 新任委員の紹介を行う。 —
- (会長) それでは、本日の議事に入ります。本日は、諮問が 4 件、報告が 2 件となっています。はじめに、諮問第 15 号の説明をお願いします。
- (介護保険課長) — 介護保険に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について 資料1に基づき説明 —
- (会長) ただいまの説明について、ご意見ご質問があればお願いします。
- (委員) 通所介護と居宅介護サービスの事業所は対象にならないのですか。
- (介護保険課長) 訪問介護に限っての委託です。通所介護と居宅介護については来年度以降検討していく予定です。
- (委員) 個人情報の受け渡しの方法としてはどのような方法を考えていますか。FAX やメールも使用するのでしょうか。
- (介護保険課長) FAX やメール等、漏えいに結びつく方法は極力避けて行う予定です。
- (委員) 社会福祉事業団でこの業務をするということは区役所内で行うのですか。
- (介護保険課長) 社会福祉事業団も実地指導の対象になりますので、その場合は社会福祉事業団の事業所で行います。ただし、運営規程と重要事項証明書の確認は事前に介護保険課へ送付してもらいますので、この部分の確認については、介護保険課内で業務を行います。
- (委員) 個人情報を持っていく媒体は紙ベースですか。
- (介護保険課長) 委託先である財団法人の職員と一緒に事業所に出向いて、現地で確認をします。個人情報の取扱い場所が変わることはありません。あくまでも実地指導対象事業所内での文書確認になります。

- (委員) 本委託業務は他の東京都内の区市町村はどのように関わっていくのでしょうか。自治体独自の対応をしていくこともあるのでしょうか。
- (介護保険課長) 添付資料の指定市町村受託法人の指定通知書を参照願います。本業務委託の委託先は東京都から指定を受けているものです。現在、東京都内では23区内の8区と10市が本業務委託の実施または準備を進めています。総計で言いますと、今後20～30程度の区市町村で委託が行われる予定です。
- (委員) 委託するかしないかの判断は保険者である区市町村が判断するということですね。そうしますと、人員基準関係書類等はこれまで区職員が確認してきたわけですが、介護保険の適正給付を進めていくことについて、区はどのように関わってきますか。例えば、確認書類に問題があった場合、区が是正の指導を行うのか、それとも受託者が行うのか、委託を実施することによって、区の役割や責任変わってきますか。
- (介護保険課長) これは委託ですので、実施主体は練馬区です。違反等があった場合は、現地で明らかにしていきます。後ほど区に対しても報告がありますので、改めて是正指導・勧告を行っていきます。
- (委員) 疑わしい問題が生じた時には区と受託者が一体となって対応していく必要があると思います。しかし、本委託を実施することによって、従来は区職員が2人で従事していたところが1人になるというようなことになりませんが、このような体制で実地指導が成り立つという根拠は具体的に何ですか。
- (介護保険課長) 区職員は従来の2～4名が1名になります。不正な行為が発見された場合は、後日改めて監査を行います。この場合は事例に応じて対応する区職員を増員することも考えます。
- (会長) ほかに意見等ありますでしょうか。なければ、原案どおり本諮問は承認いたします。つづきまして、諮問第16号の説明をお願いします。
- (練馬総合福祉事務所長) — 住宅手当緊急特別措置事業に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について 資料2に基づき説明 —
- (会長) ただいまの説明に関して、ご意見・ご質問があればお願いします。
- (委員) 委託先が決まっていないとのことですが、先程の諮問案件のようにプライバシーマーク取得等の委託先の個人情報保護措置をこの場で確認することができません。これらの確認はどのように行っていくのですか。
- (練馬総合福祉事務所長) 委託先につきましては、個人情報保護に関しても十分な対策をしている事業者を念頭に協議を進めている状況です。
- (情報公開課長) 本案件につきましては、委託先が決まり次第、個人情報保護に関することも含め、私から審議会で報告します。

- (委員) 住居要件に関してですが、住居を失った人たちについては、区内4所の総合福祉事務所でどのような流れで対応していくのですか。住宅手当については預貯金等の条件がありますが、生活保護との兼ね合いも含め、どのように整理されていますか。
- (会長) 住宅手当緊急特別措置事業の流れの中で住宅手当支給を申請するとともに、入居予定住宅を確保する必要がありますが、通常ですと住居を借りる際は保証人が必要になってきます。申請者の中には保証人を立てるのが困難な人もいると思いますが、この点についてはどのように対応していきますか。
- (練馬総合福祉事務所長) 住居要件の整理ですが、本事業に関しましては、どこの窓口でも承ります。住宅を確保した後の手当支給に関しましては各管轄地区の総合福祉事務所で対応していきます。また、これは全国的な事業ですので、当初申請を受け付けた自治体を申請者が転出した場合でも、自治体間で引継ぎを行っていきます。生活保護の要件に当てはまる方につきましては、本事業のために断るようなことはなく、本人の意思でどちらかを申請してもらうこととなります。最後に、保証人の関係ですが、通常保証人がいない場合は社会福祉協議会の貸付制度を利用して対応していきます。
- (委員) 生活保護と住宅手当緊急特別手当のどちらも本人の申請に応じて受け付けていくという理解でよろしいですね。
- (練馬総合福祉事務所長) 生活保護も同様に本人の意思によります。なかには生活保護の対象になっている方でも住宅手当緊急特別手当の申請を選択する方もいますので、申請者本人の意思を尊重していきます。
- (委員) まず、予算措置はどのくらいか教えてください。申請者が生活保護に至らないように対応してほしいです。失業率を上げないためにも各地方自治体の努力は大切です。また、会長の質問にも関連しますが、不動産を借りる際の保証料は保証会社が受け持つこととなりますが、この点の状況はつかんでいますか。
- (練馬総合福祉事務所長) 9月の第3回定例会で補正予算として9277万4千円を予定しています。相談支援の実績や社会福祉士等専門資格のあるもので従事にあたる事業者を検討しており、6ヶ月という期間ではありますが、常用就労に結び付けられるよう、業務委託を進めていきたいと考えます。契約の関係ですが、一定の制約がある事業ではありますが、国が昨年12月から行っている就職安定支援事業を基に考え出されたものですので、都道府県が主体となって各関係事業者への説明と協力を求めているところですので、その点是对応されていると考えます。
- (委員) 説明いただいたとおり、十分な支援を進めていき、実りのある事業にしていきたいです。
- (委員) 本事業の対象人数はどれくらいですか。

- (練馬総合福祉事務所長) 国の積算では 875 名となっております。区といたしましては、この半分である 440 名分を想定し、補正予算を組んでいます。
- (委員) 440 名とのことですが、想定したとおりの人数から申請が来た場合、すべて対応できると考えてよろしいですか。
- (練馬総合福祉事務所長) 対応できると考えています。また、事業を始めて、手当支給の対象に該当しない方に対しても生活保護等できちんと対応できる体制があります。
- (委員) 雇用情勢が悪化している中でも、実際募集を掛けても想定していたほど応募者が集まらないというような状況もあります。本事業の対象者である就労意欲のある者とは、具体的にどのような方を想定していますか。
- (練馬総合福祉事務所長) 住宅手当支給申請を行い、1 回以上の職業相談や月 2 回以上の区の就労面接を受けている方は就労意欲があると判断します。
- (委員) そうしますと、就職まで支援していくということは、それ相応の対応をしていくということでしょうか。
- (練馬総合福祉事務所長) 区が直接就職あっせんすることはできませんので、職業安定所につないでいくということになります。必要に応じて、相談支援員が職業安定所まで付き添い、相談や就職面接の助言等を行っていくことによって、本人の就職に結び付けていきたいと考えます。
- (委員) 就労意欲のある方達が就職し、生活の基盤確保に結びつけることができるよう、本事業を進めていってほしいです。
- (委員) 委託先である団体から派遣された社会福祉士等が相談支援員になるとのことですが、この場合の指揮監督命令系統は団体にあるという理解でよろしいでしょうか。また、その場合、住宅手当支給の決定は団体が行うのでしょうか。通常、派遣であれば、福祉事務所で完結すると思われませんが、この点はいかがでしょうか。
- (練馬総合福祉事務所長) 就労支援を行っていく上でやり取りする情報は本人と相談支援員で整理されることとなります。指揮命令系統につきましては、本事業の責任者を定めて、円滑に業務を進めていきたいと考えます。社会福祉協議会や不動産関連業者との情報共有も想定されますが、これは本人同意に基づいて行っていきたいと考えます。生活保護での対応に切り替わる場合も、本人に同意を取った上で担当職員に引き継ぐという流れになっています。
- (委員) 資料の流れ図の中で、受託従事者を派遣する団体には個人情報渡りますか。
- (練馬総合福祉事務所長) 原則として、個人情報自体は外に持ち出さないこととなりますので、福祉事務所内で管理します。職業安定所への同行の際に必要な最小限の個人情報を持ち出すこともありますが、委託先である団体に個人情報が渡るといったことはありません。
- (会長) ほかにご質問・ご意見はありますか。なければ本案件は承認します。

つづいて諮問 17 号と 18 号の諮問について説明をお願いします。

(国保年金課長)

— 国民健康保険に関する業務に係る個人情報の外部提供について 資料 3 に基づき説明 —

(練馬総合福祉事務所長)

— 生活保護に関する業務に係る個人情報の外部提供について 資料 4 に基づき説明 —

(会長)

ただいまの説明に関して、ご意見・ご質問があればお願いします。

(委員)

レセプトの外部提供については、従来は本人同意を取っていたものが、本人同意を得ずに外部提供するということですが、これは、本人同意を取らなければならない事例が大量にあることが理由ですか。それとも業務の効率性からのものなのですか。そのあたりを詳しく説明してください。

(国保年金課長)

同意を取ることが困難なことなどにより、指導・監査に支障が生じています。

(委員)

わかりました。

(会長)

ただいまの説明の中で今まで外部提供について同意を得られなかった事例があるとのことですが、具体的にどのような事例でしたか。

(国保年金課長)

同意を得られなかった理由までは聞くことができていません。同意を得られなかった件数ですが、平成 19 年度は 56 件中 26 件、平成 20 年度は 2 件中 1 件、平成 21 年度は現在で 23 件中 5 件あります。どういうことに使われるのかが不安であるということから同意を得られないケースが多いと思われます。

(会長)

法令に基づく指導・監査であるということを理解してもらった上でも同意を得られないのでしょうか。自分自身の病状等の個人情報が第三者に漏れないかという危惧から同意しないということなのでしょうか。

(国保年金課長)

様々な理由があると思われます。法令に基づく指導・監査であっても自分の個人情報は外部に出したくないという考えの方もいると思います。また、転出等で本人同意を得ることが不可能な事例もあります。

(会長)

本諮問を審議会で承認した場合、現在の指導・監査にどのような影響があるのでしょうか。

(国保年金課長)

東京都または厚生労働省での指導・監査が充実すると考えられます。厚生労働省での指導・監査により、返還請求総額は平成 19 年度の段階で 55 億円になります。区でも 21 年度では、100 万程度の返還請求が出ています。指導・監査対象を拡大することによって、医療給付の適正化につながると考えられます。

(会長)

わかりました。医療給付の適正化につながるということですね。

(委員)

医療情報は個人のプライバシーに関わる重要な情報ですから、この情報を外部提供するには本人同意が大原則であると思います。本案

件の承認については、区民に対してどのように周知を行っていきま
すか。

(国保年金課長)

国民健康保険のお知らせ等での周知を検討していきます。

(委員)

国保のしおりですと、分量が非常に多く、区民に対しては十分な周
知にならないと思います。本人同意無しで外部提供するというこ
とは区民に対しても十分な説明を行い、周知していくべきだと考えま
す。適切な区民への周知を再検討していただきたいと思います。

(情報公開課長)

個々の事業説明の中で対応していきます。また、本審議会での質
疑・応答は審議会会議要録という形で区のホームページに掲載して
いきますので、この点でも区民に対して周知できると考えます。

(委員)

個人の医療情報の外部提供については、多くの区民が関心を持つと
思います。ですので、区報での周知も検討していただければと思い
ます。

(委員)

この外部提供は個人の重要な情報が不特定多数の第三者に漏れる
のではという不安をもってしまう方もいると思いますが、これは区
民等に知れ渡るということではなく、指導・監査をする厚生労働省
や各都道府県のごく限られた範囲の者が利用するものであります。
この点を正確に理解してもらえよう、区は十分な周知を図ってい
くべきであると考えます。先の委員の指摘にもありましたように、
多くの区民に理解してもらえようように周知を図っていくべきであ
ると考えますので、その点を要望しておきます。

(会長)

委員のおっしゃるとおり、区民に周知徹底し、最大限の努力・工夫
をしていってほしいです。

(委員)

診療報酬明細書を厚生労働省や各都道府県に外部提供するとのこ
とですが、練馬区以外でも本諮問案件のような形で本人同意無しで
外部提供を行っている自治体はありますか。

(国保年金課長)

23区ですと、杉並区が事前一括承認基準に基づき外部提供を行って
います。それ以外の区の運用としては、例えば中野区、板橋区、豊
島区は法令根拠という位置づけで外部提供を行っています。

(会長)

最近ではマッサージ店での不正給付が問題になった事例がありま
した。

(委員)

資料に添付されている診療報酬明細書を見ますと、このような個人
情報が外部に提供されるということは、一区民としましては怖いと
いうのが正直なところですが、提供先の個人情報の保護に関する法律
や個人情報保護条例で管理されているとのことですが、指導・監査
の後も保存年限である5年間は手元にあるということになるのです
か。

(国保年金課長)

厚生労働省と各都道府県での保存年限は正確に把握していません
が原則から言えば、指導・監査が終了した後は各法令・条例の規定
に従い、保管・廃棄されることとなります。

- (委員) 外部提供した各診療報酬明細書のその後の処理経過については練馬区に上がってきますか。
- (国保年金課長) 指導・監査の内容は非常にデリケートな情報ですので、処理経過についての情報はあがりません。指導・監査を行い、どれくらいの返還請求があったのかという情報は練馬区にも上がってきます。
- (会長) 診療報酬明細の事件については、新聞でも取り上げられています。指導・監査は今後も進めていかなければならないでしょう。国の財政問題が深刻になっていることもあるかもしれません。ほかにありますか。
- (委員) 媒体は紙ですか、それとも電磁記録ですか。それと、郵送と持参の区分けはどうなっていますか。持参する場合はだれが経費負担しますか。また、医療機関の抑止力になると考えているのでしょうか。
- (国保年金課長) 媒体は紙になります。診療報酬明細書の提供方法は区職員が持参し、それに係る費用は区が負担します。
- (委員) 診療報酬明細書は現在、電子化が進んでいますが、紙媒体で提供するというところに何か意味があるのでしょうか。
- (国保年金課) 電子化したものをそのまま電子計算組織を用いて外部提供することになりますと、個人情報保護の観点から別の手続きが必要になってきます。ですので、紙媒体で求められているものについて、紙媒体で対応するという状況です。
- (会長) 相手方が紙媒体で求めているからということですね。ほかにありますか。
- (委員) 先程、区民周知の話がありましたが、指導・監査を進めていく以上、当該医療関係者や本人に知りうることになると思います。このことを考えますと、理解を求めるためにも、十分な説明が必要だと思えます。区報等で十分な周知ができれば、後々のことを考えますと、より丁寧な対応ではないかと思えます。その点のご検討をお願いします。
- (会長) ほかにありますか。委員からは様々な意見が出ましたので、十分に考慮し、かつ個人情報保護の原則を守りながら、業務を進めていただきたいと思います。それでは、本案件は議案どおり承認いたします。それでは、つぎに報告案件にまいります。報告事項1の説明をお願いします。
- (情報政策課長) — システムの操作履歴の一部消失について(情報政策課) 資料5に基づき説明 —
- (会長) ただいまの説明に関して、ご意見ご質問があればお願いします。
- (委員) 区民に損害を与えかねない事故が起きたわけですから今後の対応として、この事業者に対して何らかのペナルティを与える必要があるのではないのでしょうか。区としては、この事業者に対して何らかの措置を検討していますか。

- (情報政策課長) 事業者からは役員名で書面による謝罪と、直接区長への謝罪がありました。事業者に対する措置ですが、今のところ区民に具体的な損失はなく、区民からの問い合わせや苦情も出ていないため、区としても具体的な損失は出ていません。今後、損失が発生した場合には、個別具体的な対応を考えていくべきであると考えます。事業者はシステム上の設計ミスであることを認めていますので、個別具体的な対応が必要となった場合は、事業者に対して一定の提案を求めることはできると思います。
- (委員) 今の説明では、この事故は事業者が起こしたミスであり、現時点で具体的な問題が起こっていないため、事業者に対する措置も具体的に検討していないとのことですが、区は責任を果たすという立場であるのにこのような発言をして良いのでしょうか。
- (情報政策課長) おっしゃるとおり、区の責任で委託を行っているわけですから区がしかるべき責任を取っていくべきであると考えます。しかし、区と事業者との関係でいいますと、技術的なミスが原因であるということです。
- (委員) 対応については問題が起こってから検討するとか、事故は技術的なミスで起こったものであるとかいう発言を審議会の場ですということは不謹慎ではないですか。
- (情報政策課長) 区の責任ではないというように受け取られる説明になってしまいましたら、申し訳ございませんでした。あくまでも区の責任で委託を行っていますので、責任は区にあります。今後も区の責任で対応していきたいと考えます。
- (会長) ほかにありますか。
- (委員) 区報への掲載はありましたか。
- (情報政策課長) 区報への掲載は行っていません。ホームページでお詫びしました。
- (委員) 区民のすべてがパソコンを利用しているわけではありませんので、区報から情報発信するということは必要であると思います。先の委員の発言と同様ですが、区民から見れば、区の内部で起こった事故に変わりはありませんので、事業者の技術的なミスで起きたもので区には責任が無いと思われるような発言は控えてもらいたいと思います。
- (情報政策課長) ただいまご指摘いただいた点を含め、今後の区民への周知を検討していきます。今後もこのようなことがないように区と事業者の間でも十分見直しながら事業を行っていきたいと思います。今回の事故に関しましては申し訳ないと思っています。
- (委員) 住民情報システムの更新にあたっては、区職員が大変苦労したものであり、それが念頭にあつての発言だと思いますが、区の事業ですから、区に責任があるのは当然です。誤解されるような発言は慎んでほしいです。

- (会長) 今回は区民にも区役所内部での具体的損害がなかったとのことですが、システム上に問題があったことは今後十分に検討していかなければなりません。それでは、つぎの報告案件にまいります。
- (地域振興課長) — 練馬区指定保養施設における利用券の紛失について
資料6に基づき説明
- (会長) ただいまの説明に関して、ご意見ご質問があればお願いします。
- (委員) 15名分が紛失したとのことですが、利用券が15枚紛失したという意味なのでしょうか。
- (地域振興課長) 複写式になっていまして、2枚目の代表者の情報が記載されたものが紛失しました。1枚目は利用者の情報が記載されていますが、これは地域振興課で保管しています。
- (会長) ほかにありますか。それでは、つぎに次回の審議会日程について情報公開課長より報告があります。
- (情報公開課長) 次回の審議会は9月9日になりますが、会場は通常と異なり、本庁者7階の防災センターになります。
- (会長) それでは、審議회를終わりにします。ありがとうございました。

介護保険に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について

(条例第 13 条関係)

1 件名	介護サービス事業者指導照会事務の委託
2 委託内容	<p>介護保険制度の健全かつ適正な運営を確保するため、介護サービス事業者が法令を遵守し、適正なサービスを提供するよう、介護サービス事業者に対する介護給付関係書類の調査等を行っている。この調査の適正かつ効率的な実施を図るため、その業務の一部を委託する。</p> <p>主な業務内容</p> <p>介護サービス事業者に出向き、下記の調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人員基準関係書類の確認 ・ サービス提供記録内容の確認 ・ 介護給付費に係る提供内容、加算等の算定の確認
3 委託先	財団法人東京都福祉保健財団「事業者指導・支援センター」
4 委託期間	平成 21 年 9 月 ~
5 所管課名	健康福祉事業本部 福祉部 介護保険課
6 個人情報の保護	<p>練馬区個人情報保護条例第 13 条および同条例施行規則第 6 条に基づき、委託契約業者との契約時に個人情報の保護を義務付ける。</p> <p>「個人情報の保護および管理に関する特記事項」を受託者の遵守事項として契約内容に定める。</p>
7 取り扱う個人情報	氏名、住所、生年月日、性別、介護度、サービスの内容等
8 添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービス事業者指導照会事務のイメージ図 ・ 仕様書(案) ・ 個人情報の保護および管理に関する特記事項 ・ 情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項 ・ 指定市町村事務受託法人としての東京都からの指定通知書の写し ・ プライバシーポリシー ・ 指定市町村事務受託法人照会等事務に係る個人情報の取扱方針 ・ 介護保険法抜粋
	* 省略

資料 2

住宅手当緊急特別措置事業に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について (条例第 13 条関係)

1 件 名	住宅手当緊急特別措置事業における相談支援等業務委託
2 委託内容	<p>住宅を喪失した離職者等のうち就労能力および就労意欲のある者に対して、相談支援員を 4 総合福祉事務所に常時配置し、本事業の説明、就労機会の確保等に向けた相談支援を行う。</p> <p>早急に体制整備を行う必要があり、専門的な知識や経験を要する内容の業務であるため、これらの要件を満たす団体に委託して実施する。</p>
3 委託先	社会福祉事業の実績のある団体
4 委託期間	平成 21 年 10 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日
5 所管課名	健康福祉事業本部 福祉部 練馬総合福祉事務所
6 個人情報の保護	<p>練馬区個人情報保護条例第 13 条および同条例施行規則第 6 条に基づき、委託契約業者との契約時に個人情報の保護を義務付ける。</p> <p>添付資料「個人情報の保護および管理に関する特記事項」を受託者の遵守事項として契約内容に定める。</p>
7 取り扱う個人情報	相談者および同居の親族の氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、預貯金の状況、離職日、収入状況、求職状況等
8 添付資料 * 省略	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「住宅手当緊急特別措置事業」の概要 ・ 住宅手当緊急特別措置事業の主な流れ ・ 仕様書(案) ・ 個人情報の保護および管理に関する特記事項 ・ 情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項

国民健康保険に関する業務に係る個人情報の外部提供について

(条例第 16 条関係)

1 件 名	国民健康保険に関する業務に係る個人情報の外部提供	
2 提供目的	厚生労働省および各都道府県は、療養の給付に関して必要があるときは、保険医療機関等の指導および監査を行う。この指導および監査に必要な個人情報の提供を行う。	
3 提供先	厚生労働省、各都道府県	
4 個人情報の内容	被保険者記号番号、氏名、傷病名、診療内容、診療点数、治療用装具を必要とする意見等	
5 提供時期	情報公開および個人情報保護運営審議会承認後	
6 提供方法	国保年金課が厚生労働省または各都道府県からの依頼を受け、診療報酬明細書の写しの郵送または持参により情報提供を行う。	
7 提供先における個人情報の保護	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 各都道府県の個人情報の保護に関する条例	
8 添付資料 * 省略	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療報酬明細書の流れ ・ 国民健康保険法（抜粋） ・ 診療報酬明細書 	
9 所管課名	区民生活事業本部 区民部 国保年金課	
10 承認基準の適用	別表 5 外部提供に関する審議会事前一括承認基準への追加	
	類 型	事 例
	5 国、他の地方公共団体、その他の公共的団体が、法令等に基づいてその職務遂行のために行う照会等に対して回答する場合、または実施機関が当該団体に対してその照会を行う場合。 ただし、次の から までに掲げる要件を満たす場合に限る。	(1) } (7) } (省 略) (8) <u>医療機関等に関する指導・監査</u> <u>国民健康保険法第41条</u> <u>(厚生労働大臣または都道府県知事の指導)</u>

	5	<p>法令等に基づき実施する職務の遂行に必要な範囲内で個人情報を取り扱う場合であること</p> <p>当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合、または実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であること</p> <p>提供する個人情報の内容、当該個人情報の使用する目的、範囲、方法その他の事情から判断して、本人の権利利益を不当に侵害するおそれのないこと</p>	
--	---	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

生活保護に関する業務に係る個人情報の外部提供について

(条例第 16 条関係)

1 件 名	生活保護に関する業務に係る個人情報の外部提供							
2 提供目的	各都道府県は、医療の給付に関して必要があるときは、指定医療機関の指導を行う。この指導に必要な個人情報の提供を行う。							
3 提供先	各都道府県							
4 個人情報の内容	公費負担者番号、氏名、傷病名、診療内容、診療点数、治療用具を必要とする理由等							
5 提供時期	情報公開および個人情報保護運営審議会承認後							
6 提供方法	各総合福祉事務所が各都道府県からの依頼を受け、診療報酬明細書の写しの郵送または持参により情報提供を行う。							
7 提供先における個人情報の保護	各都道府県の個人情報の保護に関する条例							
8 添付資料 * 省略	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療報酬明細書の流れ ・ 生活保護法（抜粋） ・ 診療報酬明細書 							
9 所管課名	健康福祉事業本部 福祉部 練馬総合福祉事務所							
10 承認基準の適用	<p>別表 5 外部提供に関する審議会事前一括承認基準への追加</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 65%;">類 型</th> <th style="width: 30%;">事 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">5</td> <td> 国、他の地方公共団体、その他の公共的団体が、法令等に基づいてその職務遂行のために行う照会等に対して回答する場合、または実施機関が当該団体に対してその照会を行う場合。 ただし、次の から ままでに掲げる要件を満たす場合に限る。 </td> <td> (1) } (省 略) (7) } (8) 医療機関等に関する指導・監査 国民健康保険法第41条 （厚生労働大臣または都道府県知事の指導） <u>生活保護法第50条（指定医療機関の義務）</u> </td> </tr> </tbody> </table>			類 型	事 例	5	国、他の地方公共団体、その他の公共的団体が、法令等に基づいてその職務遂行のために行う照会等に対して回答する場合、または実施機関が当該団体に対してその照会を行う場合。 ただし、次の から ままでに掲げる要件を満たす場合に限る。	(1) } (省 略) (7) } (8) 医療機関等に関する指導・監査 国民健康保険法第41条 （厚生労働大臣または都道府県知事の指導） <u>生活保護法第50条（指定医療機関の義務）</u>
	類 型	事 例						
5	国、他の地方公共団体、その他の公共的団体が、法令等に基づいてその職務遂行のために行う照会等に対して回答する場合、または実施機関が当該団体に対してその照会を行う場合。 ただし、次の から ままでに掲げる要件を満たす場合に限る。	(1) } (省 略) (7) } (8) 医療機関等に関する指導・監査 国民健康保険法第41条 （厚生労働大臣または都道府県知事の指導） <u>生活保護法第50条（指定医療機関の義務）</u>						

	5	<p>法令等に基づき実施する職務の遂行に必要な範囲内で個人情報を取り扱う場合であること</p> <p>当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合、または実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であること</p> <p>提供する個人情報の内容、当該個人情報の使用する目的、範囲、方法その他の事情から判断して、本人の権利利益を不当に侵害するおそれのないこと</p>	
--	---	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

平成 21 年 8 月 17 日
企画部情報政策課

システムの操作履歴の一部消失について

1 事故の概要

住民情報システムの運用にあたっては、区民の情報とは別に、システムの操作履歴をデータとして保存することとしており、システム障害が発生した場合にその原因を特定する手がかり等として利用している。その一部（平成21年1月5日から3月9日まで）が消失していることが、平成21年6月2日の夜間作業中に判明した。

- (1) データの漏洩はないことを確認している。
- (2) 今回消失したのは、区の職員等が端末操作などを行った場合の履歴であり、住民情報システムで扱っている区民の情報は正常に保存されている。
- (3) 証明書の発行等の操作をした履歴は、システムの操作履歴とは別に業務ごとのデータベースに保存しており消失していない。
- (4) 戸籍システムの操作履歴は、別のサーバーに保存しており消失していない。

2 事故の原因等

- (1) 操作履歴を毎週1回テープに書き込み保存し、1本で12ヶ月分の履歴を保存することとなっていたが、保存する際の手順に不備があったためテープには直近の1週間分の履歴しか保存されなかった。
- (2) テープ保存の他にハードディスク内に12週間分はデータを保存しているため、そこに保存していた平成21年3月10日以降の履歴は残っていた。
- (3) そのため、新システムが稼動した平成21年1月5日以降の履歴のうち、既にハードディスクからも消去されている平成21年3月9日までの履歴が消失した。

3 住民情報システムの開発および運用の体制

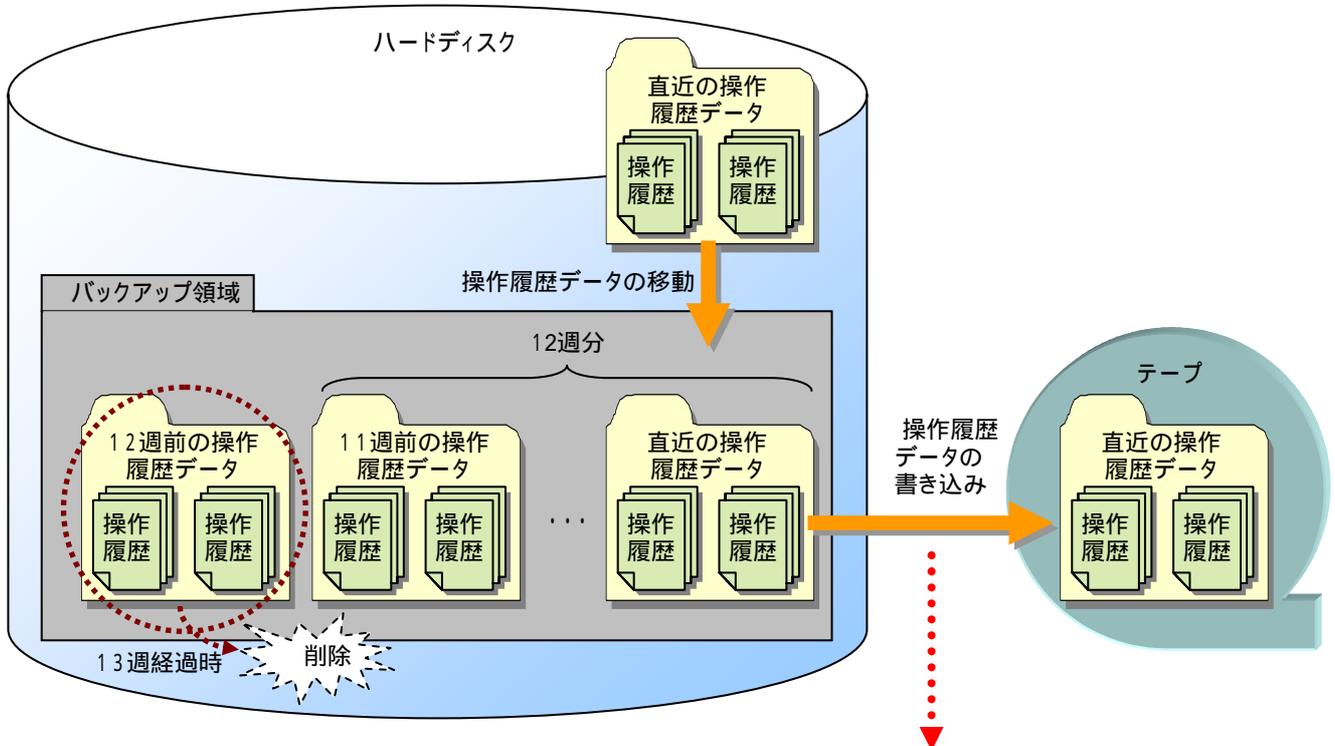
練馬区では平成21年1月に住民情報システムの全面更新を行っており、その際の設計・開発および新システム稼動後の運用は業務委託をしている。

4 現在および今後の対応

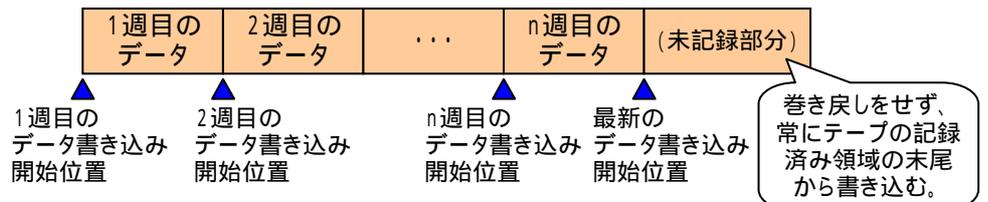
- (1) 操作履歴のテープへの書き込み保存は、追記をせずにテープを交換する方法で実施する。また、テープはその都度読み込みテストを行う。
- (2) ハードディスク内の履歴保存を12ヶ月分とする。
- (3) 新システムの稼動1年目であり、稼動後初めて実施する作業工程が今後も控えていることから、作業後の点検を徹底する。

操作履歴の保存方法

ハードディスクに保存している日々の操作履歴データを週に1度、1週間分バックアップ領域に移動する。
直近1週間分の操作履歴データをテープに書き込む。(注1)
また、直近12週分のデータを残し、それ以前のデータをハードディスクから削除する。



(注1) 想定していたテープへの書き込みイメージ
1週目のデータ、2週目のデータ、...を、巻き戻しをせずに書き込む。



実際のテープへの書き込みイメージ



毎日実行しているサーバの再起動により接続しているテープ装置内のテープが巻き戻され、想定していた位置ではなく、毎週先頭から上書きされていた。

平成 21 年 8 月 17 日
区 民 生 活 事 業 本 部
産 業 地 域 振 興 部 地 域 振 興 課

練馬区指定保養施設における利用券の紛失について

指定保養施設の利用については、利用者が施設に利用券を提出し、契約料金から補助金額を差し引いた金額を支払い、施設からの月ごとの請求に基づき、区が施設に補助金を支払っている。施設からの請求書には、利用者が提出した利用券を添付している。

指定保養施設である「箱根湯本ホテル（別館）」において、下記のとおり平成 21 年 4 月分の利用券 15 枚を紛失したことが判明した。

記

- 1 利用券に記載されている個人情報および数
申請代表者の住所、氏名、電話番号、利用年月日、宿泊数 15 名分
- 2 利用施設
箱根湯本ホテル（別館）
有限会社湯本ホテル 代表取締役 谷川 智典
神奈川県足柄下郡箱根町湯元茶屋 184
- 3 経緯
4 月分の請求書および利用券が到着していないため、当該施設に督促したところ、5 月 16 日に普通郵便で送ったと回答があった。
その後も、郵便が未着であったことから、再度施設内の検索を行うとともに、郵便局への調査を依頼するよう指示を行った。また、区においても事務室内および文書交換室を再検索したが、いずれも見つからなかった。
そのため、利用券に記載されている申請代表者に対しては、個別に状況をご説明し、お詫びを行った。
- 4 実施済みの対応と今後の対応
実施済みの対応
平成 21 年 7 月 16 日の区民生活委員会に報告し、同日、区ホームページで一般区民に対し、事実関係を報告した。（現在も掲載中）
全指定保養施設に、簡易書留郵便での送付など、個人情報の保護を図

るための措置について通知を行った。

職員および当該施設担当者および箱根湯本ホテル関係者を対象に研修を実施した。

今後の対応

指定保養施設利用券の様式内容の簡素化を検討する。